

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証について

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)に基づき、平成29年3月に閣議決定された**成年後見制度利用促進基本計画**(計画期間:平成29年度～令和3年度)では、**基本計画の中間年度(令和元年度)においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う**こととされている。
- このため、令和元年9月以降、**成年後見制度利用促進専門家会議**に中間検証WGを設置するなどして検証を実施。
令和2年3月に**中間検証報告書**を取りまとめ、**成年後見制度利用促進会議(法務・厚労・総務大臣)**に報告。

中間検証に係る経緯等

○OKPI(成果指標)の設定(令和元年5月)

⇒ 施策の進捗状況を客観的に把握・評価するため、専門家会議における議論を踏まえ、令和3年度末までに達成すべき目標を数値等で設定

○第4回専門家会議(令和元年9月26日)

⇒ 「**中間検証WG**」を設置(主査:新井委員)

○**中間検証WG**(令和元年10月9日～12月26日)

⇒ 4回にわたり開催、基本計画のテーマごとに検証

(基本計画のポイント)

- ・利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ・不正防止の徹底と利用しやすさの調和

○**第5回・第6回専門家会議**(令和2年2月27日・3月17日)

⇒ **中間検証報告書**取りまとめ

○**成年後見制度利用促進会議**に報告

成年後見制度利用促進専門家会議・委員

(◎委員長 ○委員長代理)

- 新井 誠 中央大学法学部教授、日本成年後見法学会理事長
- 池田 恵利子 社会福祉士、いけだ権利擁護支援ネット代表、日本成年後見法学会副理事長
- 伊東 香織 岡山県倉敷市長
- 海野 芳隆 静岡県社会福祉協議会生活支援部参事兼地域福祉課長
- ◎大森 彌 東京大学名誉教授、NPO法人地域ケア政策ネットワーク代表理事
- 上山 泰 新潟大学法学部教授
- 川口 純一 司法書士、成年後見センター・リーガルサポート副理事長
- 河村 文夫 東京都奥多摩町長
- 久保 厚子 全国手をつなぐ育成会連合会会長
- 櫻田 なつみ 日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構
- 新保 文彦 JDDnet(日本発達障害ネットワーク)政策委員
- 住田 敦子 NPO法人尾張東部権利擁護支援センター長
- 瀬戸 裕司 医師、日本精神神経学会、ゆう心と体のクリニック院長
- 手島 あさみ 最高裁判所事務総局家庭局長
- 土肥 尚子 弁護士、東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員
- 野澤 和弘 一般社団法人スローコミュニケーション代表、植草学園大学客員教授
- 花俣 ふみ代 認知症の人と家族の会副代表理事
- 原田 正樹 日本福祉大学学長補佐
- 水島 俊彦 弁護士、法テラス埼玉法律事務所
- 山野目 章夫 早稲田大学大学院法務研究科教授

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント

各施策の進捗状況

1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- (1) 意思決定支援の在り方についての指針の策定等
 - ・ **障害福祉サービス等・認知症に係るガイドライン策定 (H29・H30)**
 - ・ 後見人等向けの意思決定支援ガイドラインの検討 (R1.5～)
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進**
 - ・ 受任調整、後見人支援等の体制整備の推進
 - ・ 適切な後見人等の選任・交代の検討、基本的な考え方の共有
 - ・ 後見人等の報酬の検討
- (3) 診断書の書式改定、**本人情報シートの運用開始 (H31.4～)**
- (4) 任意後見・補助・保佐の利用促進
 - ・ パンフレット・インターネット等による制度周知
 - ・ 地域における広報・相談機能の整備

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) **中核機関等の体制整備の推進**
 - ・ 取組を進める上で参考となる各種手引きの作成 (H30・H31)
 - ・ 研修、セミナー、ニュースレター等による市町村等への働きかけ (H30～)
 - ・ 中核機関運営費等に係る普通交付税措置 (H30年度～)
 - ・ 中核機関立上げへの補助等の予算措置 (R1年度～)
 - ・ **基本計画に係るKPIの設定 (R1.5)**
- (2) 市民後見人・法人後見等の担い手の育成・活用
 - ・ 市民後見人の育成のための研修費用に対する国庫補助
 - ・ 法人後見の立ち上げ支援等に対する国庫補助

今後の対応

1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- (1) 意思決定支援の在り方についての指針の策定等
 - ・ **後見人等向け意思決定支援ガイドラインの策定** (R1年度中に基本的な考え方等を整理)
 - ・ **意思決定支援研修の全国的な実施** (R2年度～)
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進**
 - ・ **KPIを踏まえた体制整備の更なる推進**
 - ・ **家裁における適切な後見人等の選任・交代の運用の推進**
 - ・ 後見人等の報酬の検討 (利用者の立場を代表する団体からのヒアリング等も踏まえる)、申立費用や報酬の助成制度の推進
- (3) 本人情報シートの更なる周知、活用の推進
- (4) 任意後見・補助・保佐の利用促進
 - ・ 国レベルで全国的な広報の実施、相談体制の整備等

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) **KPI達成に向けた更なる取組の推進**
 - ・ 国から自治体への働きかけ、先駆的事例の周知等 (地域の実情等を踏まえたきめ細やかな支援、中核機関等の将来像を見据えた機能充実が重要)
 - ・ **都道府県が主導的役割を果たすよう働きかけ**
 - ・ **市町村計画の策定推進** (地域福祉計画に位置付け等)
 - (2) 市民後見人・法人後見等の担い手の育成・活用
 - ・ 市民後見人の育成・活用に向けた自治体と家裁の連携、養成、マッチング、選任後支援の3段階の体制整備等
 - ・ 研修・セミナー等において法人後見の取組の周知・啓発等
- ※その他、市区町村長申立の適切な実施、成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進等

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント

各施策の進捗状況

3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

- (1) 従来の後見制度支援信託に並立・代替する金融商品として、**後見制度支援預貯金**の仕組みの提示（H30.3）、金融機関における導入の促進
- (2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保
 - ・任意後見制度の利用状況に関する調査の実施（R1）
- (3) 専門職団体における不正防止の取組
 - ・研修の実施、後見人等候補者名簿の整備等

4 基本計画に盛り込まれているその他の施策

- (1) **医療等に係る意思決定支援が困難な人への支援**
 - ・「身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の策定（R1.5）
- (2) **成年被後見人等の権利制限の措置の見直し**
 - ・190の法律における欠格条項の撤廃等に関する法制上の措置（～R1.12）

今後の対応

3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

- (1) **後見制度支援預貯金**の更なる導入促進
 - ・定期的な定額送金サービスの導入が困難な金融機関や、保佐・補助制度の下でも利用可能な預貯金管理の仕組みの検討
- (2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保
 - ・移行型任意後見契約における適切な後見監督人選任申立に関する検討等
- (3) 専門職団体における不正防止の取組の推進
 - ・専門職後見人による不正防止を図るための取組の着実な実施

4 基本計画に盛り込まれているその他の施策

- (1) **医療等に係る意思決定支援が困難な人への支援**
 - ・研修等によるガイドラインの周知、医療現場等への浸透
- (2) 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し
 - ・必要に応じて、個別的審査の運用状況や、政省令等における欠格条項の見直し状況等について注視し、必要な対応等

5 その他

今後、運用面における改善の状況や関連他制度の運用状況を踏まえつつ、**必要に応じて、成年後見制度の在り方についても検討**

(参考) 成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI(令和元年5月30日)

工程表における記載	KPI(令和3年度末の目標)	
	項目	数値等の目標 ※()内はR1.10時点(一部除く)の実績値
I 制度の周知	・中核機関(権利擁護センター等を含む)においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 (参考値)・成年後見制度利用者数(保佐・補助・任意後見割合を含む)	全1741市区町村 (559市区町村)
II 市町村計画の策定	・市町村計画を策定した市区町村数	全1741市区町村 (134市区町村)
III <u>利用者がメリットを実感できる制度の運用</u>	・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定	
	・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数	全47都道府県
	・2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入	
	・厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定	
IV <u>地域連携ネットワークづくり</u>	・中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数	全1741市区町村 (589市区町村)
	・中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数	800市区町村 (273市区町村)
	・中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施)を行っている市区町村数	200市区町村 (80市区町村)
	・協議会等の合議体を設置した市区町村数	全1741市区町村 (150市区町村)
	・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数	3500人
V <u>不正防止の徹底と利用しやすさの調和</u>	・全預金取扱金融機関(※)の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 ※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。	50%以上 (約12%(※)) ※H30.12末時点
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	・医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供	
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	・成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し	措置のある法律 190